

第36回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和8年6月25日（木） 午前10時25分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 報告第 1号 第1回農地小委員会の報告について

日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

中部地区担当 小山田 正幸 以上1名

5 欠席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明 以上1名

農地利用最適化推進委員

中部地区担当 井上 浩児 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	武田 憲昭
同	総括主査	佐藤 泰生

同	主任主査	細川	直樹
同	主任主査	大村	和臣

開会時刻 令和8年6月25日（木） 午前10時25分

武田事務局長 只今より第36回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員1名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

武田事務局長 第36回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和8年5月26日から6月25日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第35回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地の隣に実家がある譲受人が買い受けることとなった案件です。譲受人は新規就農者になりますが、自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員により確認したところ、ネギやジャガイモ等を作付し実家に住む親族と協力して作業を行う予定であること等から、就農には問題ないと判断されました。

以上から議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、主濱学農業委員、井上浩児推進委員、小山田正幸推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 進推進員の小山田です。それでは私の方から議案第1号について、令和8年8月16日に主濱農業委員及び井上推進委員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地として利用できる状況であることを確認しました。ただし、隣地との境界部分が侵入路や薪置場等として利用されていることから、農地法等を遵守して利用するよう事務局を通じて指導しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第 5、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は 1 件です。議案書は 9 ページから 11 ページまでをご覧ください。

整理番号 1 番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農業用施設用地として用途指定されており、指定の用途に転用する計画であることから許可相当の意見になるものと見られます。なお、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資予定証明書により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を主査委員にお願いします。

主査委員 3 番主査です。それでは私の方から議案第 2 号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号 1 番の申請地の位置は、篠木小学校から西へ約 90 メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み篠木小学校の敷地、西側及び北側は農地、南側は道路及び水路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第 2 号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第２号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第６、議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限があります。整理番号４番は、私９番駿河が該当します。

つきましては、整理番号４番を先に審議し、次に整理番号４番を除いた残りの案件をまとめて審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
それでは、議案第３号のうち整理番号４番を審議いたします。議事参与の制限がありますので、私９番駿河が退席します。議長を太田会長職務代理者と交代いたします。

(９番駿河委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第３号のうち整理番号４番について補足説明いたします。議案書は１４ページ及び１７ページをご覧ください。

整理番号４番は、当事者間の調整により地域の特定農業法人に利用権を移転することとなった案件です。

以上、本案件については農地中間管理事業に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件につきましては再配分の案件のため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第３号のうち整理番号４番について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。

9番駿河委員の入場を許可します。

(9番駿河委員入場)

議長

9番駿河委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

ここで議長を交代いたします。

(太田会長職務代理者8番議席に移動)

(駿河会長議長席に移動)

議長

それでは議事を進行いたします。

続きまして、議案第3号のうち整理番号1番から3番まで並びに5番及び6番を審議いたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査

それでは議案第3号のうち残りの案件について補足説明いたします。議案書は13ページから18ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、農業者が機械を所有している親族に作業受委託をしていましたが、出荷処理の都合上作業受委託をしていた地域の担い手である親族に権利を設定することとなった案件です。

整理番号2番、3番及び5番は、当事者間の調整により、地域の担い手に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号6番は、地域の推進委員及び農用地利用改善団体が相談を受けて調整を図り、地域の担い手に利用権を移転することとなった案件です。

以上、本案件についてはいずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件のうち整理番号2番及び3番並びに5番及び6番は再配分の案件のため現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

こちらの現地は、全て耕作されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番から3番まで並びに5番及び6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番から3番まで並びに5番及び6番については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は20ページ及び21ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等も含めて調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を主査委員にお願いします。

主査委員 3番主査です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします

整理番号1番の申請地の位置は、一本木中学校から東へ約900メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は東北自動車道の用地、西側及び南側は宅地または雑種地、北側は道路を挟み宅地になっており、現地は製材所の敷地の一部として利用されている様

子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第1回農地小委員会の報告について、農地小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長 農地小委員会委員長の高橋です。私から第1回農地小委員会の結果についてご報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

令和8年5月25日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、令和8年度農地パトロールの実施内容について協議をいたしました。

今年度の農地パトロールについては、暑さ対策を講じる必要があることや7月に委員改選が重なっていること等から、実施時期を7月前半とし委員タブレットを使用して、現在の委員による5班体制で行うことを決定いたしました。

以上で第1回農地小委員会の報告といたします。

議長 日程第9、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書24ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第36回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年6月25日（木） 午前10時55分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和 8 年 6 月 2 5 日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一